

令和3年第12回花巻市教育委員会議定例会 議事録

1. 開催日時

令和3年9月30日(木) 午後1時30分～2時43分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 大会議室

3. 出席者(6名)

教育長 佐藤 勝

委員 中村 弘樹

委員 役重 眞喜子(オンライン参加)

委員 熊谷 勇夫

委員 衣更着 潤

委員 中村 祐美子

4. 説明のため出席した職員

教育部長 岩間 裕子

教育企画課長 小原 賢史

学務管理課長 八重畑 亘

学校教育課長 佐々木 健一

こども課長 大川 尚子

文化財課長 平野 克則

5. 書記

教育企画課 課長補佐 畠山 英俊

教育企画課 総務企画係長 瀬川 千香子

教育企画課 主事 荒木田 美月

6. 議事録

○佐藤教育長

只今から、令和3年第12回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。

会議の日時、令和3年9月30日、午後1時30分

会議の場所、石鳥谷総合支所、大会議室

日程第1、会期の決定であります。本日一日とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、本日一日と決定いたします。

日程第2、報告事項に入ります。はじめに、令和3年第3回花巻市議会定例会教育関連事項について、事務局から報告をお願いいたします。岩間教育部長。

○岩間教育部長

それでは、お手元に配付しております資料No.1により、ご説明させていただきます。

令和3年第3回(9月)花巻市議会定例会の教育関係事項についてご報告いたします。

はじめに、一般質問につきましては、登壇議員11名中5名の議員からご質問がございました。詳細は、一般質問答弁書をご覧くださいと思います。

一人目、若柳良明議員からのご質問でございます。新型コロナウイルス感染症対策についての(5)小中学校でのマスクの着用指導につきましては、文部科学省策定の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の用紙と、国立感染症研究所による変異株対策の見解をお示しした上で、普段の学校生活で、実際に身体的距離を十分にとることは難しいことから、基本的に児童生徒はマスクを着用する必要があると捉えているとし、1つ目の登下校及び事業中のマスク着用指導については、基本的に身体的距離が十分とれないときはマスクを着用し、とれるときはマスクの着用の必要がないことを指導しており、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合は、マスクを外すよう指導していること、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい発達段階の児童に対しては、人と人との間隔2メートルという距離を視覚的、身体的に捉えさせたりするなどの具体的な指導を行っていることと答弁いたしました。

2つ目の体育の授業におけるマスクの着用指導については、晴れて気温が高い日に、校庭で身体的距離を十分にとって短距離走を行う場合はマスクを外し、涼しい体育館で身体的距離を十分にとることができないスペースで、十分な呼吸ができなくなるリスクがないストレッチ体操を行う場合はマスクを着用するなど、臨機応変に指導していると答弁いたしました。一般質問に対する再質問はございませんでした。

二人目、久保田彰孝議員のご質問でございます。小中学校のエアコン使用の使用基準についてであります。ご質問の趣旨といたしましては、教室が暑いと子どもが言っているという保護者からのお話があったことを受けたものでございます。はじめに「省エネ法」に基づき、平成29年8月に「エネルギー管理標準」を策定し、省エネ推進委員会において取組状況を確認しながら、組織的・継続的な省エネルギーの推進に努めているが、令和元年6月に市内小中学校に全350台のエアコンを設置したことを受けて「花巻市立小中学校エアコン管理方針」を策定していること、本方針におけるエアコン利用にあたっての考え方は、稼働期間は6月中旬から9月中旬を基本とし、学校の判断により使用できること、稼働時間は、教室は授業時間内、職員室や保健室、相談室等の管理諸室は勤務時間内を基本

とし、2時間以上教室を離れる場合は電源を切ることを目安とすること、運転設定は、冷房の設定温度は28度を基本とし、適宜温度や風量等を調整しながら利用すること、効率的な使用のポイントとして、適宜、廊下側の扉等を開け、十分な換気を行うこと、カーテンの使用、扇風機の併用について例示しているほか、注意事項として、児童生徒個々の体調等には十分に配慮すること、リモコン操作は必ず教職員が行うこととしていることなどを紹介いたしました。

一方、新型コロナウイルス感染症への対応のため、可能な限り常時換気を行っていることから、猛暑の際は運用が難しい面もありますが、35度を超える日が続いた7月下旬には、各校に対し「児童生徒に我慢を強いることなく、健康管理を最優先にエアコンを適宜適切に運用すること」を改めて周知したと答弁いたしました。

2点目の電気代への国の財政措置についてのお尋ねにつきましては、平成31年1月25日付け、総務省自治財政局財政課通知「平成31年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項について」において、普通交付税の基準財政需要額に「公立小中学校の冷房設備に係る光熱水費として69億円程度を算定する」ことが示されており、普通交付税の算定の中で、一定程度、措置されているものと考えられるところですが、具体的な額はわからないということをお答えいたしました。また、小中学校の電気料については、教育委員会で一括して管理しており、不足が生じるような場合は、必要に応じて補正予算等で対応して参りたいとお答えしたところでございます。この質問につきましても、再質問はございませんでした。

次に3人目、伊藤盛幸議員、中学校の部活動についてのご質問でございます。

1点目の、生徒の自主的・自発的な参加状況についてのご質問に対しては、はじめに、国と県の動きと併せ、改定の背景として、生徒のスポーツ・芸術文化活動が多様化し、学校の部活動だけで中学生のニーズに応えるような活動を行うことが困難になっていること等が挙げられていることを説明いたしました。その上で、市教育委員会の動きとして「花巻市部活動等の在り方に関する方針」を令和2年3月に改定し、部活動は「生徒の自主的・自発的な参加により行われるもの」であると明記し、各中学校では、生徒に対して部活動への加入を義務付けたり、活動を強制したりしないことを指導しており、令和3年8月時点で部活動に加入していない中学生は全生徒数2,400人中109人で、市内中学生全体の4.5%となっていること、学校教育の一環として行われる部活動は、生徒の多様な学びの場として、その教育的意義は高いことから、特に理由もなく未加入を希望する生徒に対しては、部活動への加入を推奨していると答弁いたしました。

2点目、生徒の減少に伴う今後の部活動の方向性についてのご質問につきましては、生徒数減少等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の部を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれないことがないように、合同部活動等の取組や合同チーム等の結成を、保護者の理解と協力を得ながら推進しているほか、学校外のクラブチームや団体にスポーツや芸術文化活動に取り組む生徒が大会等に参加する場合は、活動状況を適

切に把握した上で、教育上有意義であることといった一定の要件を満たした場合には、出席扱いとするなどの配慮をしている現状を説明した上で、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、長期的には、市全体でこれまでの学校単位の部活動に代わる生徒のスポーツや芸術文化活動等の機会の確保・充実のための方策を検討する必要があり、生涯学習部とも連携を密にしながら、生徒のスポーツや芸術文化等の機会の確保・充実のための方策を練り上げてまいりたいと答弁いたしました。

3点目、部活を指導する教職員の環境整備につきましては、教職員の人事配置は、最終的には岩手県教育委員会が決定するものであり、県の教育委員会では、個々の教職員のモチベーションの向上、多様化・複雑化する学校をめぐる諸課題への組織的な対応など、学校及び地域の実情を勘案しながら総合的に判断した上で、適材適所で人事配置が行われているものと考えていると答弁いたしました。その上で、教職員と部活動指導の関係については、令和2年9月のスポーツ庁通知「学校の働き方を踏まえた部活動改革について」において、休日の部活動の指導は教師ではなく、地域人材が担うこととする地域部活動の考え方が示され、岩手県教育委員会では、休日の部活動の地域移行について、令和5年度以降、段階的に実施する予定としてのご説明いたしました。

この質問に対し、再質問は2点ございました。外部指導者の人数が何人かという1点目のご質問に対しては、164人であるという答弁をいたしました。もう1点の、外部指導者の研修はどのように行われているかというご質問に対しては、基本的には、所属団体、スポーツ少年団や各競技団体の研修に委ねているところが大きいと答弁いたしました。

次に、藤井幸介議員のご質問でございます。小中学校における新型コロナウイルス感染症対策について、1点目は「学校の新しい生活様式」の改定内容についてでございます。主な改定内容は6点ございます。1点目は、児童生徒や教職員等の感染状況の分析結果の更新、2点目は、変異株の罹患率や対策について最新の知見を踏まえた内容の追記、3点目は、大勢がよく手を触れる箇所の日1回の清掃・消毒について、児童生徒の手洗いが適切に行われている場合は省略できることの追記、4点目は、児童生徒等の心のケア、教職員のメンタルヘルス対策、登校できない児童生徒に対するICT活用等による学習指導の追記、5点目は、緊急事態宣言対象地域における教育活動の留意事項、まん延防止等重点措置区域におけるレベルに応じた教育活動を行うことの明記、6点目は、地域一斉の臨時休業については慎重に検討する必要があることの明記についてご説明いたしました。

2点目の小学校独自の感染症対策については、はじめに、市独自に「花巻市立小中学校における新型コロナウイルス感染症に係る基本方針」を策定し、必要に応じて臨時的校長会議や校長会役員との意見交換会を開催して、取組の詳細を確認し、感染症対策を徹底していることを説明いたしました。その上で、小学校の取組事例として、花巻小学校と笹間第一小学校の取組を紹介し、中学生に比べ、より多くの教育的な配慮が必要な小学生に対し、各小学校では、発達段階に応じたきめ細かな感染症対策を講じていると答弁いたしました。

した。

なお、議会会期中は「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言」が発令されておりましたので、市内各小学校に対し、遠足や見学学習の実施は可とするが、感染が拡大している地域への移動や不特定多数との接触を伴う活動等は避けることなどを通知していること、また、令和3年8月27日に文部科学省から「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」が示されたことから、引き続き中部保健所や学校医等と連携し、対策を講じていくと申し上げました。

3点目、12歳から15歳のワクチン接種についての1つ目は、学校単位の集団接種についてのご質問でございました。文部科学省、厚生労働省、岩手県教育委員会において、生徒へのワクチンの接種を学校集団接種によって行うことは、現時点では推奨するものではないとの見解が示されていることから、市教育委員会としては、学校単位の集団接種は実施せず、市や県等が実施するワクチン接種について、受ける・受けないを個々で判断いただくこととしたところであり、その旨を、12歳から15歳にあたる小学校6年生と中学生の保護者に、8月30日付けで通知、市からも当日、市長メッセージが発出されたこと、また、2つ目の接種を希望しない児童生徒への配慮については、各小中学校において児童生徒に対し、ワクチンの接種は強制ではないこと、身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいることなどを指導するとともに、保護者に対しても同様のお願いをしている旨を答弁いたしました。

4点目、出欠席の取扱い及びオンライン学習についてのご質問でございました。新型コロナウイルス感染症の感染を心配して、児童生徒の登校を控えたいという保護者に対しては、学校で講じる感染症対策について十分説明した上で、それでも家庭の様々な事情などにより保護者の不安が払拭されない場合は、欠席扱いとせず、出席停止として対応することは今後も同様であること、また、オンライン学習については、令和2年の9月定例会で、照井明子議員からの一般質問の際に答弁しております内容について改めてご説明いたしまして、実施する場合の課題については、教職員側の課題、児童生徒側の課題、ハード面の課題、各家庭における課題があり、各家庭における課題は、主に保護者が不在の環境下において、集中して視聴できる時間がどれほどあるのかといったことについて説明した上で、オンライン授業は、臨時休業措置に伴う学びの継続という観点から実施されるものと捉えていること、また、登校せずに学習したいという希望があった場合のオンライン学習については、通常の対面での授業を実施したほかに、オンライン授業を並行して実施する、あるいは通常の対面での授業を実施していない時間帯に別途実施することとなり、対応できる教職員が不足することや、教科の特性により実施できる学習が限定的な内容になること、集団で行う協働的な学びができなくなるなどの課題があることから、慎重に検討していく必要があると答弁いたしました。また、実際、事情により新型コロナウイルス感染症の影響を懸念され、登校せずに学習したいという希望がある児童生徒がいること、また、その子の状況について説明し、小中学校におけるタブレット端末を活用した学習につ

いては、当面は対面授業を基本としてまいりたいとの考えを示したところでございます。

再質問といたしまして、不織布マスクが推奨されているが、学校での利用はどのようになっているかというご質問がございました。不織布マスクの推奨につきましては、すでに校長会議等で不織布マスクの使用をお願いしている状況であることをご説明いたしました。

次に、大原健議員でございます。コミュニティ・スクールの準備状況と課題についてのご質問があり、このうち、準備状況については、平成16年度の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正とその後の動き、また市教育委員会もコミュニティ・スクール導入を見据えて、平成28年度から学校地域連携事業を継続して実施していることを説明し、事業の内容として、推進モデル校の指定、地域コーディネーターの配置、学校地域連携事業推進会議の開催、研修会の実施に取り組んでおり、学校地域連携事業推進会議については、推進モデル校の関係者のほか、生涯学習課長、地域づくり課長にも参加していただき、相互に連携を図りながら、コミュニティ・スクール導入に向けた話し合いを進めていること、各総合支所地域支援室、コミュニティ会議事務局、市PTA連合会、教育振興運動協議会など各種関係団体にも、資料配付や情報共有を行い、周知を図っていることを紹介いたしました。こうした経緯を踏まえ、令和2年12月28日に「花巻市学校運営協議会規則」を制定し、令和3年4月1日には、花巻市第1号として湯本小・中学校区で「湯本地区学校運営協議会」がスタートしているほか、令和4年度のコミュニティ・スクール導入に向け、大迫、東和、花巻北の各中学校区で、学校運営協議会準備委員会が設立されていることを説明した上で、準備状況の一例として、花巻北中学校区の花巻北小中学校区学校運営協議会設立準備委員会の取組みを紹介いたしました。

次に、コミュニティ・スクールの課題についてのご質問がございました。主に3点あげられ、1点目は、既存組織の「教育振興運動協議会」「地域のボランティア団体」等とのよりよい連携の在り方、2点目は、仕組みの理解と学校運営協議会委員や地域コーディネーターの人材確保、3点目は、1つの中学校に対して複数の小学校が設置されている中学校区における各小学校との連絡調整であります。各地域では、先進事例である「湯本地区学校運営協議会」をモデルとして、地域や学校の実態に応じ、最も適切なコミュニティ・スクールの在り方を検討していただいております。教育委員会といたしましては、令和5年4月には、市内全中学校区に学校運営協議会を設置するよう取り組んでまいりたいと答弁いたしました。再質問といたしまして、中学校区での実施で問題はないのかということがございましたが、その地域の実態によりまして、中学校区にこだわるのではなく、小学校単位等での実施でも良としていることについて答弁をしたところでございます。

次に、議案審議についてご報告いたします。資料1ページをご覧ください。議案審議の1つ目は、(1)花巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準

という国の基準がございますが、この一部改正に伴い、これまで書面で作成・保存・交付するものについてとされていたものについて、書面に代えて電磁的記録で作成保存等ができるということを定めたものでございます。2つ目、(2)花巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国の家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準の一部改正に伴うもので、改正の内容といたしましては(1)と同様、それまで書面とされていたものに代えて、電磁的記録で作成保存等ができるということを定めたものでございます。この2つの条例につきましては、原案どおり可決いただいたところでございます。

次ページ、令和3年度一般会計補正予算(第8号)でございます。

まず、歳入でございますが、教育寄附金として100万円、市内企業からご寄附をいただいたものでございます。今年度8月20日に贈呈式を行い、歳出のア及びイ、南城小学校・南城中学校に、50万円ずつ配分いたしまして、それぞれ必要な備品を購入したという内容でございます。歳出のウ、一般行政経費(学習系システム)375万4,000円でございます。学校への大型モニター50型のディスプレイとディスプレイスタンドをセットにして、30台購入し配置するものでございます。この財源といたしましては、令和2年度、令和3年3月24日に贈呈式を行い、市内企業から300万円のご寄附をいただき、一旦、まちづくり基金に積み立てていたものを財源として活用するものでございます。エ、一般行政経費(児童福祉)でございますが、2,757万8,000円につきましては、右にあります3つの項目について、実績に基づいて数値が確定したことから、返還を行うための予算でございます。オ、学童クラブ施設整備事業、271万7,000円につきましては、南城学童クラブの一部にプレハブの部分がございますが、老朽化が著しいということで、プレハブ部分を撤去し、新たに増築を行うため、実施設計のための予算を確保したものでございます。

次に、3の令和2年度花巻市一般会計歳入歳出決算の認定について、後ろに一覧表がついておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

令和2年度の決算資料の歳入の最後、令和2年度の歳入の決算額が34億97万8,927円となっております。令和元年度の歳入決算が36億8,015万2,674円でございますので、差引き2億7,917万3,747円の減となったところでございます。減となった大きな要因といたしましては、令和元年度において、小中学校等へのエアコン設置を行っており、国庫補助金と併せて市債の発行がございましたが、これがなくなったこととあります。また、歳入の一覧表の一番上、13款2項2目3節、保育所の決算額、2億719万6,250円となっておりますが、令和元年度は3億2,630万7,980円であり、いわゆる教育・保育の無償化に伴う保育料の収入が1億1,900万円ほど減少していることも、減要因の1つとなっております。

一方で、歳入の2節、学校給食につきましては、公会計に移行したことにより、初めて学校給食費が市の歳入に計上されたものでございます。3億8,000万円ほどですが、これも新たな歳入として、これから計上されることとなります。

学校給食に伴うものといたしまして、2ページ目、21款5項4目、細節34の3つ目に、

雑入の学校給食管理室といたしまして、金額が740万5,234円計上されておりますが、学校それぞれが私会計から公会計に移行したことにより、残金等が移管されたことによる収入になっております。以上2つが新たな歳入ということになります。

次に、歳出でございます。一番最後をご覧いただきたいと思っております。令和2年度の歳出は63億4,408万2,994円でございます。令和元年度が73億1,655万7,698円でございますので、差引き9億7,247万4,704円の減額になっております。要因は、先ほども申し上げましたとおり、エアコンの設置にかかる事業費が8億円超えでございましたが、それが全くなかったことが一番大きい要因でございます。加えて、令和元年度においては、法人立保育園4園の施設整備への補助金として、3億9,700万円ほど支出してございましたので、この2つを合わせて12億円ほどの事業が、令和2年度において無くなっていることが大きな要因となっております。

なお、新規の事業として、本来であればここにGIGAスクール関係のタブレットの購入費等が計上されるべきところでございますが、本年6月に完成が延びたということで、タブレットに係る事業費につきましては、令和3年度の計上になりますので、令和2年度には記載がないということでご理解いただければと思います。

それでは、資料No.1の2ページ目にお戻りいただきたいと思っております。Ⅲの陳情でございます。市民2名の方からそれぞれ陳情が提出され、9月10日の13時から文教福祉常任委員会が開催され、説明員として出席し、内容についてもご説明いたしました。生涯学習部も同席でございます。

件名1、社会教育主事の設置及び生涯学習部の教育委員会事務局への移行を求めることについてでございますが、陳情事項は2つございました。1つ目が、社会教育法に基づき花巻市教育委員会事務局に社会教育主事を設置すること。2つ目が、生涯学習部を市長部局から教育委員会事務局へ移行することでございます。令和2年度から生涯学習課に社会教育主事の配置がないことが第3期の生涯学習振興基本計画を策定しなかったことにつながっているのではないかと、この計画が策定されないということは、社会教育の推進に停滞をきたしていることになるのではないかとということが陳情の趣旨でございました。結果につきましては、継続審査という決定をいただいております。

件名2、社会教育法の規定に基づく社会教育計画の策定を求めることについてでございます。基本的な考え方として、生涯学習部から、教育振興基本計画につきましては、その内容がこれまで社会教育に限ったものであったという反省点を踏まえて、教育振興基本計画に、生涯学習振興計画の内容を網羅する形で策定したものであり、関係各所への説明・意見徴収等も行っているという説明を行いました。結果、この陳情は不採択ということを委員会で決定し、議会でも議決をいただいたところでございます。

以上、9月議会の説明とさせていただきます。

○佐藤教育長

只今の説明について、質疑のある方はございませんか。役重委員。

○役重委員

ご説明があった令和2年度決算資料関連の学校給食についてです。歳入の合計と歳出10款6項3目、学校給食賄材料費との差額は、なにか理由があるのか、ぴったりにはいかないにしろ、結構な差があるようですが、教えていただければと思います。

○佐藤教育長

岩間教育部長。

○岩間教育部長

給食費として、教育費負担金で入っている金額に対して、学校給食賄材料費で出ている分の金額との差異があるのではないかというご質問でよろしいでしょうか。

理由といたしましては、未納分が発生しているということです。私会計から公会計に移る際に、学校との関与が少なくなることによって未納者が増えることを非常に危惧していたところでありました。蓋を開けてみますと、実際にそれまでの金額に比べて減っている部分がございます。そのほかに、これまで私会計の中で見ておりました、保存食等の食料費につきましても、一般会計で見ているということもあり、その分の差額が出ている状況です。

なお、未納額につきましては、今年度に入ってからその回収に努めており、決算の時点に比べて納めていただいている方々も出ているということで少し改善されてはおりますが、私会計のときの未納率に比べ、少し上がっていることが心配される場所ではございます。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

では、この決算額は、未納も含み調定をして最終的に入った額ということではないのですか。

○佐藤教育長

岩間教育部長。

○岩間教育部長

歳入の学校給食は、あくまでも出納閉鎖までに納入された金額ということになりますし、歳出につきましては、年度期間中に給食を提供するに当たって使った材料費ということになります。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

歳入額が100万円くらい多いので、未納になるかもしれないことを見越して公会計にしたことがあるのかもしれないのですが、私会計の時にはぴったり合わせるか、何らかの形で繰り越すことが可能でしたので、そこが公会計になると難しいのかとも思ったのです

が、いかがですか。

○佐藤教育長

岩間教育部長。

○岩間教育部長

私会計のときは、入ってくる金額で未納の方が出ても、その中で賄わなければならないことがございましたが、公会計に移行した時点で、全員が納めるという前提で、必要な金額を歳出として見込んでおりますので、未納者の分まで、納付した方々が負担しなければならなかったという私会計の仕組みとは、この部分は大きく変わったということが言えるかと思います。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

最後にもう一度確認です。資料を見ますと、歳入になった額の全部を使っていない形になっていることが疑問ですが、いかがでしょうか。

○佐藤教育長

岩間教育部長。

○岩間教育部長

歳入で3億8,032万円に対して、歳出が3億8,623万円になりますので、全額使用しているという状態になっております。

○佐藤教育長

役重委員。

○役重委員

私会計からの残金ということで、740万円あります。

○佐藤教育長

岩間教育部長。

○岩間教育部長

あくまでも雑入として市の会計に入るということで、食材費には入れていないということです。

○佐藤教育長

ほかにございませんか。衣更着委員。

○衣更着委員

藤井幸介議員の質問内容についてです。12歳から15歳の児童生徒へのワクチンは、希望しない限り強制接種はしないということに安心しております。国は希望者に対してワクチン接種を加速させると言っているのですが、マスコミはワクチン接種を推し進める報道をされている感じを受けます。希望しない児童生徒への配慮についての指導はなさっているという答弁でしたが、パンフレット等をお配りして説明をしているのですか。子どもた

ち、保護者に対して、具体的に教育委員会からのアクションというか、どのような対策を講じているのかということをお聞きしたいと思います。

○佐藤教育長

八重畑学務管理課長。

○八重畑学務管理課長

国から学校の集団接種はしないということで、しない理由については、資料のとおり、いじめにつながる可能性や、個々の考えがあるということです。集団では受けないけれども、なるべく受けるようにということは、市長メッセージの中でもあり、推奨しているところですよ。あくまでも、学校単位での集団接種はしないという理由として、いじめにつながる等のことをお伝えしております。

○佐藤教育長

衣更着委員。

○衣更着委員

ワクチン接種が強制ではない、しないことによって差別を受けるなどの大人の風潮に、子どもたちが左右されないかということをお心配して、2つ目の質問はそういったことについて書いていると思います。子どもたち、保護者に対して、望まない人もいるのだという指導をなさっているということですが、パンフレットなどを配って指導しているのかということをお聞きします。

○佐藤教育長

岩間教育部長。

○岩間教育部長

このことにつきましては、教育委員会、同日、市長からもメッセージが発出されておりますが、ワクチンに関する資料、接種を受ける、受けないということをお自分で決めていいということについての資料を、ホームページにも掲載いたしました。各学校には印刷したものをお渡しし、保護者や子どもたちが望む場合は、それを配布してほしいというお願いをいたしました。その中には例えば、ファイザー社から出ているワクチンに関する注意事項、小児科学会から出ている資料等も全て添付し、保護者の手に渡るように配慮いたしました。内容等をもとに、各学校においては、担任から学級活動の中で、接種をしないという選択をすることについて、子どもたちに選択の自由についての説明をしていると報告を受けております。

○佐藤教育長

学校は専門家ではございませんので、ワクチンの可否や効能等については、資料をお渡しした上でご家庭に判断いただいたということです。

ほかにございませぬか。質疑を打切つてよろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長

それでは、なしと認め、只今の報告に対する質疑を終結いたします。

では次に、笹間第一小学校・笹間第二小学校統合準備委員会の設立について、事務局から報告をお願いいたします。小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

報告事項（２）「笹間第一小学校・笹間第二小学校統合準備委員会の設立について」ご報告申し上げます。このことにつきましては、過日の教育委員会議の場でもお知らせさせていただき、すでに新聞等でも報道されているところではありますが、この統合準備委員会が8月30日に設立され、統合準備を開始したことについて、皆様にご報告させていただきたいと思っております。資料は2種類ございますが、資料No.2の1ページ目と2ページ目がカラーものとなっております。こちらは8月25日に開催いたしました、市長の定例記者会見の資料でございます。同じとじ込みの3ページ以降は、花巻市のホームページに掲載公開しているものとなっております。

はじめに、資料No.2、1ページの中段部分、これまでの主な検討経過をご覧いただきたいと思っております。この統合の準備につきましては、昨年11月7日に笹間第二小学校PTAからの要請で開催いたしました教育懇談会の後に、笹間第二小学校の保護者の中で、「将来的には、西南地区としての小学校統合も見据えつつ、なるべく早い時期に笹間第一小学校との統合を目指したい」という意向が保護者の中で固まり、この意向について、本年1月30日に、地区内の全世帯が会員となっております「横尻地区教育環境を考える会」という組織の総会場で、地区内の総意として合意され、この結果が2月15日には、会長名で横志田と尻平川地区内の全世帯に通知されてございます。

この笹間第二小学校における保護者や地区住民の意向を伝える形で、今年の2月には、笹間第一小学校と笹間第二小学校のPTA合同の教育懇談会を開催し、4月24日には、笹間第一小学校のPTA総会で、令和5年4月1日に、笹間第二小学校との統合を目指すことが合意されたという経過でございます。

6月14日に開催された、笹間地区の教育懇談会では、笹間地区全体の総意として「将来的には、西南地区としての統合を見据えつつ、令和5年4月1日に笹間第一小学校と笹間第二小学校を統合すること」が合意されたところであります。

現在、笹間第二小学校は複式の2学級を含めて、通常学級3学級で、全校生徒は12人、笹間第一小学校は、1学年1学級の通常学級6学級で、全校児童108人の小学校ですが、令和5年4月の見込みでは、全校児童111人の統合校の誕生が見込まれるところでございます。

2ページ目は、この経過を受けて、設立した統合準備委員会の今後の予定等を記載しておりますが、この内容については、ホームページの資料でご説明させていただきたいと思っております。

3ページをご覧いただきたいと思っております。こちらがホームページの内容でございます

が、中段に「統合準備委員会が発足しました」という見出しがございます。8月30日には、準備委員会の委員を一堂に会して、設立総会の開催を予定したところではありますが、このタイミングで、「岩手緊急事態宣言」の発令がございまして、このことを受けて、委員を集めての開催は中止とさせていただき、大迫のときと同様に、書面議決ということで準備委員会の発足をさせていただきました。8月30日付けで、準備委員会の設立が決定してございます。

4ページは、この設立総会での決定内容を列記させていただいております、5ページ以降は、その具体的な内容となっております。主な内容のみご報告いたします。

決定内容の1つ目は、委員会の設置要綱でありまして、2つ目は、委員会の委員構成として、委員長を笹間第一小学校の校長先生、副委員長を笹間第二小学校の校長先生とすること、委員構成は、地区のコミュニティ会議や地区の行政区長会、地区教振の代表者の皆様ほか、教職員や保護者によります学校経営、教育課程、PTA、管理・事務の4つの専門部会を設置いたしまして、この検討状況を踏まえながら、令和4年度に地域連携部会を追加設置しながら、今後協議を進めていくということを決定しております。3つ目といたしましては、この委員会・専門部会での検討事項ということで、9ページの内容になってございます。4つ目は、主な検討スケジュールといたしまして、この準備委員会での検討は、令和5年2月までに、5回の準備委員会を開催していきたいと思っておりますが、この開催の合間、随時、専門部会の会議を行い、その中で、具体的な協議を進めていくということが承認されてございます。5つ目、統合校の校舎につきましては、「笹間第一小学校」を使用すること、6つ目、統合校の校名を「笹間第一小学校」とすること、7つ目、校歌や校章・校旗につきましては、現在の笹間第一小学校のものを使用すること、8つ目、運動着や上履きにつきましては、校長先生で構成します学校経営部会が保護者等のご意見をお聞きしながら、これを新たに指定することを含め、検討していくことが決まっております。

その下に「統合準備委員会だより」という見出しがございます。この準備委員会での取組状況につきましては、準備委員会を開催した都度、チラシを作成し、笹間地区内全世帯に配布させていただきたいと思っておりますし、市のホームページでもお知らせしてまいりたいと思います。このタイミングに合わせ、教育委員の皆様にも随時、状況をご報告させていただきたいと考えてございます。

なお、先ほど申し上げました、4つの専門部会につきましては、先週金曜日の24日から一昨日の28日までに、それぞれ第1回目の会議を開催し、各部会において顔合わせを行ってございます。第1回目の準備委員会・全体会につきましては、これらの専門部会における会議結果の中間報告を中心といたしまして、今のところ、第1回目の準備委員会は、11月30日をめに日程調整を行っている状況でございます。報告内容は以上でございます。

○佐藤教育長

只今の報告について、質疑のある方はございませんか。熊谷委員。

○熊谷委員

設立總會、書面決定した内容ということで、校舎については、現在の笹間第一小学校、校名についても笹間第一小学校ということでしたが、学校名を決める際にはすんなりと決まったのでしょうか。いろいろな意見があった中から、決まった経緯についてお知らせいただきたいと思います。

○佐藤教育長

小原教育企画課長。

○小原教育企画課長

すんなりと、笹間第一小学校という校名になったのかというご質問でございます。経緯としてご説明いたしますと、今回、書面議決として提案した設置要綱が5ページの内容でございます。要綱上は過半数以上の議決で決定としている中で、校名を含めて、全議案とも賛成多数で承認されたところではありますが、この書面議決と併せて、委員から意見を募りました。質問や意見を募った中で、2点ほどご意見を頂戴いたしました。1つは、委員長・副委員長の選出に関して、委員長は人事異動のないコミュニティ会議の会長にしたほうがいいのではないかというご意見の方、校名は、笹間小学校ではどうですかといったご意見をいただいた方が、それぞれお一人ございました。

この書面議決の結果につきましては、締切とした8月30日の翌日に、文書で教育委員会としての考え方を添えて、全員に結果を報告しておりますが、その中で、1点目の委員長につきましては、教育委員会の意見として、この準備委員会の協議内容のほとんどが学校内に関するものということで、このことに精通する校長先生が最もふさわしいと考えられるといった内容を、意見として回答してございます。

2点目、校名については、ご意見いただいた方からの内容を見ますと、書面決議ではなく、集まって話し合いで決めたかったという趣旨のものでございました。この統合の前提条件といたしまして、将来的には、西南地区としての小学校統合を見据えることが地域としての決議であり、令和5年4月にこの統合が実現した後は、速やかに太田地区との協議を開始したいということを考えておりますために、仮に校名を変更することとなっても、非常に短命なものになるということを添えて、教育委員会の意見として回答させていただいております。その後、委員からそのことに対して、追加のご意見等は、頂いていないところでございます。

この内容で書面決議するということについては、コロナ禍ということもあり、こちらも非常に苦渋の判断でありましたが、特に、校名等を気にしているであろう笹間第二小学校区の委員の皆様が事前に集まって、今回の統合に関しては、校名等にはこだわらず、速やかに子どもたちの教育環境を改善することにしていきたいといったことを検討したというお話をいただいたことで進めた内容でありました。ですので、反対という形ではいただけないものと理解しておりますが、こういった少数意見もあることから、11月の準備委員会の際には、今回の決議内容も改めて報告し、丁寧に説明の上、ご意見も伺ってまいりた

いと考えてございます。

○佐藤教育長

ほかにございませつか。質疑を打切つてよろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長

それでは、なしと認め、只今の報告に対する質疑を終結します。

次に、学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関わる対応について、事務局から報告をお願いいたします。佐々木学校教育課長。

○佐々木学校教育課長

学校における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、基本的には文部科学省策定の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」及びそれを踏まえて、市独自に策定いたしました基本方針によって各学校は対応しているところでは。

資料No.3をご覧ください。基本的にはその方針に基づいて行っていますが、その都度、感染状況を踏まえて学校には通知を出しております。

1ページは、9月22日に発出いたしました。県の緊急事態宣言が解除されたことに伴って見直しを図つたものです。現在の各小中学校の対応状況が、この内容に書かれております。かいつまんで説明させていただきますと、1、内容(1)ですが、今年度実施の修学旅行の範囲については、岩手県内を原則としております。4月に実施しました湯口中学校、大迫中学校以外の小中学校は全部、岩手県内で計画しております。

次に、(4)部活動についてです。活動は、ガイドラインでは平日2時間程度、休日3時間程度となっておりますが、現在では、平日2時間、休日3時間を最大としております。可能な限り時間を短縮することと発出しております。

(5)文化祭・学習発表会等の学校行事につきましては、時間の短縮や参観者を制限する等の感染症対策を講じることとしております。各小中学校に伺つたところ、10月に実施する学校が多いとのことでは。例えば、参観者は保護者2名以内、それから全学年が体育館に一斉に集まることのないようにずらして、学年ごとに発表するなどの対策を講じていると伺つております。特に部活動につきましては、問合せ等をいただいておりますので、3ページのように詳しく学校にも発出しております。関係する体育協会やスポーツ少年団にも、このように学校は対応していますということ、その都度お知らせしている状況では。

○佐藤教育長

只今の報告について、質疑のある方はございませつか。

(なし)

○佐藤教育長

なしと認め、只今の報告に対する質疑を終結します。

次に、授業実践研究会及び小中学校行事予定について、事務局からお願いいたします。
佐々木学校教育課長。

○佐々木学校教育課長

資料No.4をご覧ください。今年度、授業実践研究会を予定しておりますのは、桜台小学校、大迫中学校、太田小学校、矢沢小学校となっております。公開期日、研究主題等は1ページのとおりとなっております。本来であれば、教育委員の皆様方に正式にご案内の文書を配付させていただき、当日、各学校を参観いただき、ご助言やご意見をいただきたいところではございますが、昨年度同様、今年度も新型コロナウイルス感染症対策として、各学校では縮小の形で研究会を行うということでもあります。参観者も、県内としたいところですが、ブロック内や同じ学区内の中学校だけに案内を出しております。研究会も先生方が一堂に集まることなく、分散して行う分科会を予定しております。正式にはご案内を控えておりましたが、ご参観してくださる委員の方がいらっしゃいましたら、事前にご連絡いただければ、各学校には伝えますので、教えていただきたいと思います。学校行事につきましては、14ページの主要行事等一覧で報告させていただきたいと思います。以上でございます。

○佐藤教育長

学校公開と主要行事について、10月5日から15日までで4校、ほとんど準備を整えているところですが、ぜひ出席されたいという方がいらっしゃいましたら、申し出いただければと思います。質疑のある方はございませんか。

(なし)

○佐藤教育長

なしと認め、只今の報告に対する質疑を終結します。

次の報告、その他教育委員会の関連行事につきましては、お手元に配付いたしました、資料No.5の日程表で報告に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上で、本日の議事日程を全て終了いたします。これをもって教育委員会議を閉会いたします。ありがとうございました。